

動物愛護体験学習センター 利用規約

(趣旨)

第1条 この規約は、動物愛護体験学習センター（以下「センター」という。）における事業管理業務受託法人（以下「受託法人」という。）がその事業管理上センターの利用に関して必要な事項を定める。

2 この規約は、譲渡会、動物愛護体験学習、市民セミナーや動物愛護関連イベント等の動物愛護事業を民間団体と連携・協働して実施することにより、大阪市の「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」達成に向けて、市民への動物愛護精神の普及啓発並びに犬猫の引取り数の削減及び譲渡の促進を推進し、もって人と動物の共生する社会の実現を図るというセンターの設置の目的に則り定める。

(利用時間)

第2条 利用時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、利用時間を変更するときは、受託法人は生活衛生課長の承認を得るものとする。

3 利用時間には、利用準備及び後片付けの時間を含むものとする。

(開館日及び休館日)

第3条 センターを利用して事業実施を希望する個人又は団体（以下「利用希望者」という。）と受託法人が都度事業の実施日程の調整を行い、事業を実施する日を開館日とする。

2 12月29日から1月3日までは休館日とする。

(臨時休館)

第4条 次に掲げる場合は、受託法人は開館日の設定に関わらず臨時休館とすることができる。

- (1) 施設、設備等の点検又は改修工事等により施設の利用が困難となった場合
- (2) 災害等の発生により大阪府に協力する場合
- (3) その他生活衛生課長が必要と認めた場合

(利用の制限)

第5条 利用希望者は、大阪市内の動物愛護活動に関与しているものに限る。

2 センターで実施する譲渡会における譲渡対象の犬猫は、原則として大阪府内で保護（飼い主から引き取った場合を含む。以下同じ。）された犬猫に限る。

- 3 センターで実施する不妊去勢手術における手術対象の犬猫は、原則として大阪市内で保護された、又は飼養されている犬猫に限る。

(利用申込)

第6条 利用希望者は、その1か月前までに必要事項を記入した利用許可申込書(様式第1号)を受託法人に提出することにより利用申込を行わなければならない。ただし、受託法人が特別の事情があると認めるときはその限りでない。

(利用の許可)

第7条 受託法人は、前条の規定による申込があったときは、受託法人が当該事業の管理主体である限りにおいて、当該利用希望者のセンター利用を許可することができる。

- 2 受託法人は、前項の許可にセンター及び事業の管理上必要な条件を付けることができる。

- 3 受託法人は、次のいずれかに該当する場合は、利用を許可しないものとする。

- (1) 利用希望者が、第5条第1項に該当しないとき
- (2) 譲渡会を実施する場合において、譲渡対象犬猫が第5条第2項に該当しないとき
- (3) センターにおける秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあるとき
- (4) センターの設置の目的に反するとき
- (5) センターの管理上支障があるとき
- (6) 大阪市暴力団排除条例(平成23年大阪市条例第10号)第2条第1号に規定する暴力団、第2号に規定する暴力団員又は第3号に規定する暴力団密接関係者が利用しようとするとき
- (7) その他受託法人が必要と認めたとき

- 4 受託法人は、前項の規定により利用を許可しなかったときは、生活衛生課長にその概要について報告するものとする。

(設備の設置)

第8条 第7条の許可を受けた利用希望者が設備(受託法人が軽微であると認めるものを除く。以下同じ。)の設置を希望する場合は、事前に設備設置申込書(様式第2号)を受託法人に提出することにより設置申込を行わなければならない。

- 2 受託法人は、前項の規定による申込があったときは、当該設置を許可することができる。

- 3 前条第2項から第4項の規定は、前項の許可について準用する。

- 4 センターに設備を設置した者は、センターの利用を終えたときは、直ちに、これを撤去し、原状に復さなければならない。

(禁止事項)

第9条 利用希望者及び入館者（以下「利用者」という。）は、次の各号に該当する行為を行ってはならない。

- (1) 金銭の收受行為及び募金箱等によりセンター内で直接寄附を募る行為
- (2) 利用時間を超えての動物の保管
- (3) その他生活衛生課長がセンターの設置の目的に鑑みて特に禁止することが必要と認められた行為

(利用許可の取消)

第10条 次のいずれかに該当するときは、受託法人は利用希望者の利用許可を取り消し、その使用の停止、退館を命じることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により施設利用の許可を受けたとき
- (2) 受託法人の指示に従わないとき
- (3) 第7条第3項各号のいずれかに該当すると認められたとき
- (4) 第9条各号のいずれかの行為を、受託法人の制止にもかかわらず止めなかったとき
- (5) 第12条各号の義務を遵守していないと認められるとき

(入館の制限)

第11条 次のいずれかに該当する者に対しては、受託法人は入館を断り、又は退館させることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる行為をするおそれがある者
- (2) 建物又は設備を損傷するおそれがある者
- (3) 管理上必要な指示に従わない者
- (4) 第9条各号のいずれかの行為を行うおそれがある者
- (5) 第12条各号の義務を遵守していないと認められる者
- (6) その他管理上支障があると受託法人が認める者

(利用者の義務)

第12条 利用者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用希望者にあつては、利用責任者を定めること
- (2) 利用時間を遵守すること
- (3) 利用許可を受けた施設・設備以外は利用しないこと
- (4) センターの設備、備品は丁寧に扱い、施設内を汚損しないこと
- (5) 施設内で火気を用いないこと
- (6) ごみは持ち帰ること
- (7) 利用希望者にあつては、事業終了後は片付け、清掃を行うこと

(8) その他、大阪市又は受託法人の指示に従うこと

(9) 各種関係法令を遵守すること

(損傷等の届出)

第13条 利用者は、施設等を損傷し、又は滅失したときには、直ちにその旨及び理由を受託法人に届け出て、指示を受けなければならない。

(損傷等の賠償)

第14条 利用者は、自己の責めに帰す理由により、施設等を損傷又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第15条 この規約に定めるもののほか、センターの利用に関し必要な事項について受託法人が定めることができるものとする。

附則

この規約は、令和4年9月1日から施行する。